

平成29年3月 臨時会議

平成28年度

## 第2回 みどり市 臨時教育委員会会議録

平成29年3月24日

みどり市教育委員会

## 平成28年度 第2回 みどり市臨時教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成29年3月24日(金) 午後3時10分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎  
2番委員 松崎 靖  
3番委員 丹羽 千津子  
4番委員 山同 善子  
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤  
教育総務課長 川俣 一広  
学校教育課長 保志 守  
学校計画課長 大島 寿之  
社会教育課長 金高 吉宏  
文化財課長 横倉 知恵子  
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物 雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

### 議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第16号 教育長の専決に関する報告(みどり市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の告示)について
- ・日程第4 : 議案第42号 みどり市教育行政方針の制定について
- ・日程第5 : 議案第43号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事(課長・事務長)について

・開会：午後3時16分

(委員長) ただ今から平成28年度第2回みどり市臨時教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、本日は、席番2番の松崎靖委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですけれども、平成29年3月24日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・日程第3 報告第16号教育長の専決に関する報告(みどり市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の告示)について

(委員長) 日程第3、報告第16号 教育長の専決に関する報告(みどり市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の告示)についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは、その次のページに補助金の内容を整理したものをお付けしてありますので、こちらをごらんいただきたいと思います。まず、要綱の趣旨ですが、学校給食費の無料化に伴う経済的負担軽減効果、これが及ばない保護者に対して補助金を交付するものです。基本的には右側の説明欄にありますとおり、小中学校の給食費については、保護者負担がなくな

るのですが、食物アレルギーによりお弁当を持参している家庭については、今までどおり家から作って持って来なければならないという部分での不公平感を解消するために、今回この補助金です、給食費相当額ということで、補いたいと考えているものです。2番の補助金交付対象者は、食物アレルギーにより学校給食の提供を受ける代わりに、毎食学校に弁当を持参している児童生徒の保護者を対象といたします。その右側に交付要件とありますが、次の要件を満たす保護者が交付対象となります。まず、無料化の対象となる市内の13校、これに通う児童生徒であること、それと、食物アレルギーのために毎食お弁当を持参することを学校のアレルギー対策委員会で認められて、学校長の承認を得てお弁当を持参している児童生徒ということになります。従いまして、一部弁当持参という児童生徒については、今回は対象外となっております。3つ目、補助金の額ですが、これについては、学校給食の食材費用相当額を補助するものといたします。従いまして、右側の補助金算出方法のところにあります、平成29年度におきましても、小学校は1食あたり244円、中学校287円、これで実施をしていく予定ですので、代わりに弁当を持参した回数にこの金額をかけたもの、これを最終的に実績報告をあげていただいて、お支払いするというように考えております。4つ目の交付手続きになりますが、あらかじめ、4月中に交付申請書をあげていただきます。これに基づいて交付決定を行いまして、最終的に年度末、実績報告書をあげていただいて、この場合には、校長先生に食べた回数をしっかりと証明していただいたものを添付していただいて、それをもとに算出して、補助金を確定して振り込ませていただくという手続きで考えております。この内容について、次のページに、補助金要綱として必要な事項を定めたものでございます。第1条で趣旨、第2条で定義ということで学校給食の定義、学校の定義、それと対象児童の定義ということで、対象児童については、「食物アレルギーにより、学校給食の提供を受ける代わりに、毎食学校に弁当を持参することを

校長に認められた児童又は生徒をいう」ということでくくっております。で、補助金の対象者は、その対象児童等の保護者となります。補助金の額は先程説明したとおり、小学校は244円に実施した回数、中学校は287円と、この単価で積算をいたします。第5条以下に申請の手続き等定めておりますが、先程申し上げたとおり、4月から既に在籍する生徒については4月末までに交付申請をあげていただく。また、年度途中で転入してくる子どもについては、転入してきた日から1月以内ということで申請を受け付けます。で、速やかに教育委員会で交付決定を行いまして、年度末、もしくは転出で出てしまう場合には、出てから1か月以内ということで実績報告を受けまして、お支払いするという内容の要綱になっております。以下、様式については、その後ろに付けてございます。交付申請書、それから証明書、これは学校長から証明をしていただきます。それと交付決定通知書、それから補助金実績報告書兼請求書、それと実績の証明書ということで、これらの様式を使いまして、申請をあげていただいてお支払いするという仕組みでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご質疑等あればお願いいたします。

(山同委員) 対象となる児童、保護者の中に毎食という言葉がありますが、毎食持参するというのは、例えばどんなアレルギーが対象になるのでしょうか。

(教育総務課長) 相当、重い方だと思います。今給食センターで調理する中では、アレルギー物質に対する代替食というのは、実際には出来ていない状況です。牛乳がだめな子については麦茶ということで対応はしていますが、それ以外の部分では出来ていない状況にあります。ただ、子どもの中には、アレルギーの対象が少ない子、一個とかの場合には献立の中にそれが含まれていなければ食べられますので、それが入っている時だけ、お母さんがお弁当を作って持たせるということになりますので、そういう子どもは今回は

対象としないで、もう年間を通じて、一回も給食を食べずにお弁当持参の子が今2名います。その子どもを対象に今回は補助金を出すというものでございます。

(松崎委員) 現在は2名だけと。

(教育総務課長) 小学校は2名、中学校はゼロです。

(教育長) 多分、その2名は大間々北小学校の2名だと思うのですね。私が3ヶ月だけ校長をした時に4人がアレルギーということで、4人のうち2人は部分給食、あと2人が完全お弁当という形でいて、毎日その4人の子ども達を1つの机にまとめて、私ともう一人の補助の人で、私か養護教諭、それから補助教諭という形でついて、お弁当を確認するという形で見ているのですが、2人のお子さんについては、乳製品それから小麦がだめで、当然、蕎麦もだめといったようにいろいろ重複してしまっていて、一人の子はエピペンを持っていました。ですから、アナフィラキシーショックを起こした時には、即、エピペンを処方してくださいということで、本人が必ず1個ランドセルに入れて持って来ている子で、1個は学校の職員室にいつでも使えるように持っているという、そういう状況のお子さんでしたね。ですので、その子達にどういうふうに対応しているのかというところですけども、前にも少しお話したかもしれませんが、給食センターから、毎月毎月、献立表の中のメニューに対して、どういう成分が入っているかと詳細献立というのを給食センターが作ってくれて、それを家庭に持たせて、今の状況では1か月分を渡して、この月はこのような詳細献立になりますよというのを配っておいて、毎週金曜日、翌週の部分に対して金曜日の朝までに、家庭から来週一週間分の給食の中で、食べられるのはどれで、食べられないのはどれかという回答をもらうのですね。そして、食べられる子については、その食べられる部分についてのみ給食をよそって食べさせるというのを見てあげる。で、この二人の家庭については、結局、どれも食べられないというような状況なのですね。ですので、完全にお弁当という形にな

ります。部分的には食べられるものもあるのでしょうか、給食の中のこれ1つだけ食べてもどうにもならないので、全体を持ってくるという形の家庭でしょうか。学校は毎年ですね、生活管理指導票というのが提出されますと、主治医から所見をとって、そして、校内のアレルギー対策委員会で検討して、それに該当するかどうかというのを判断したうえで、校長がこの人についてはこうだという認定をするのですね。ですから、子どもが成長していく中において、耐アレルギー体質があるものについては耐性が出てくるのだそうです。そうなった時には、部分的に解除していくという形がありますから、この二人のお子さんについても、もしかすると、やがて、どこかで部分給食というのが可能になるかもしれないのですが、今のところはだめだというようなところなのだと思います。それから、あともう1つは、前にもお話したかと思いますが、何でこの補助金を出すのかということについては、私もその現場で見ていた部分として、本当にこの2件の家庭については、頭が下がるくらい素晴らしい給食を作ってきて、献立を見て、その献立のメニューと同じように作って持たせてきます。ですから、コロッケとサラダとか、スープと何とかというものが出てきた時には、それらに見合うものほとんど全てを作ってくるという形でありまして、そして、当時は、学校の給食トレイにタッパーで入れてきたものをちゃんと分けておいてやるので、ちょっと見た目には、全く同じ給食に近くなるというようなところでありましたね。ですので、アレルゲンを除去したもので、学校の給食献立にかなり近いものを毎日作って持たせるという部分については、非常に苦労が多いのだろうなというようなところを感じています。そんなところなので、そういう家庭については、やはり食材費というのにかかるでしょうからということで、今回の補助金制度というのを設けていただいたということでもあります。そんなところが、現場で見ていた時の状況の報告と補足ということで、そんな話をさせていただきました。

(山同委員) 一点うかがいたいののですが、そういうアレルギーだと、今まで、学校給食費を保護者の方が納めている時には、全部作るということなので、給食費は納めずにいたわけですね。

(教育総務課長) そうですね、はい。いただいておりません。

(山同委員) 最近、アレルギーの子は多くて、例えば、牛乳は麦茶で対応しているということですが、部分的に卵がだめとかというお子さんなんかで、給食で食べられない部分があっても、学校給食というのは、基本的にはきちんと給食費を全額納める形だったのですか。

(教育総務課長) 部分的な方については、納めていただいています。

(山同委員) そうなのですね。分かりました。

(教育長) 結局は、現実問題とすると、現場で按分とかそういうのが出来るかと、私なんかもはじいてみたのですが、はじけないのですね。とにかく、どの中のどの部分が食べられないとかというのは、毎日違ってきますから、それについては、もうほとんど出来ないというふうなことであるし、ある家庭は、部分給食でだめな時には、部分的にフライがだめな時はそのフライだけ持ってきて、あとの給食は食べてなんていう形をとっていましたけれども、段々、学校生活が慣れてくると、他の部分でお腹いっぱいになるのでしょうかね。親御さんも、だめな部分については持たせなくなってきたようなところもあって、ですから、学校で出される給食の中の食べられる部分をちょっと多めに食べていただいて、お腹を満たしていただくということも出来るのだろうなというところではありますが、厳密に言えば、はじかなくてはいけないのかもしれませんが、ちょっとその作業は難しいかなというところですかね。

(山同委員) アレルギーで食べられない部分がある方への負担というのが少しあるのかなと思うのですけれども、ただ現状、アレルギーってすごく幅が広くて、何がだめというように分けることが難しいと聞くので、今お話しをうかがって、仕方がないのかなというか、そういう感じはします。

(教育長) ですから、その情報が間違っていれば誤ってしまうということですから、給食センターでだす詳細献立には、当然業者から納品された品物に対して、どういう成分が入っているかというのを全部書いてもらうのですけれども、そこがきちんとしているということと、今度はそれを家庭に配った時に、家庭がその日の献立の中にアレルゲンが入っていないかどうかというのを全部チェックしてもらって持ってくるというところで、学校がそれを確認して、きょうのサラダの中のこの部分は食べさせないとか、サラダだけは食べさせないのでよそらないだとかというところに注意しなければいけないのですけれども、ですから、そういう二重三重の形でやっていくということがあるので、本来的にはそれに見合うようなアレルゲンを除去したアレルギー対応食というのが給食センターから提供できれば本当はいいのでしょうけれども、まだそこまでは整っていないというところの過渡的な部分とすると、家庭にご協力をいただきながら、こういう形で、一部でも食べている部分については、お支払いいただき、完全な部分については補助するという形で、今回つくらせていただいた部分があります。ただこれも多分、また、学校現場から違う状況がでてきたりとか、保護者から何か申し立て等がでてくるとすると、ここの内容については、先々検討していかなくてはならないことになる可能性もあるのかなと思っています。ですから、今の段階ではこうですけれども、もう少し状況が違ってきて、保護者から何かでてきた場合については、それはまた検討して、対応策としてこの補助金の内容を見直すという形だとか、制度を少し見直していくという必要はでてくるかもしれないですね。

(山同委員) 現状、その2名ということで、2家族ということだったのでアナウンスもなくできるのだと思うのですけれども、何かの形ででてくるようになると、あらそれってというご家庭がもしかしたら現れてくるのかなと思います。

(教育総務課長) この補助金の内容につきましては、4月の広報にこういった特例措

置がありますよというのは、広報で載せさせていただきます。そんな中で、お弁当を持ってきている子には補助金がでますよということで、ぜひご相談くださいということでアナウンスはさせていただきますのと、在校生については、きょうの終業式で学校を通じて、保護者の方にチラシでその辺は入れさせていただきましたので、学校給食が無料になるということ、それとこういった特例措置を設けましたということで、きょう、保護者の方には報告させていただきましたので、よろしく願いいたします。

(委員長) 他にご質疑がないようですので、日程第3、報告第16号 教育長の専決に関する報告（みどり市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の告示）については、以上で終了いたします。

休憩 3：36

再開 4：30

・日程第4 議案第42号 平成29年度みどり市教育行政方針の制定について

(委員長) 日程第4、議案第42号 平成29年度みどり市教育行政方針の制定についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) これについては各課にわたっておりますので、それぞれ担当課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 前回お配りしたものから変更になっている箇所を中心に、事務局から説明させていただいてよろしいですか。

(教育総務課長補佐) 先日行われました第12回教育委員定例会議におきまして、その協議会の中でご指摘いただきました言い回し等々ですね、誤字または内容の精査をとという部分につきまして、ご指摘いただきました部分につきまして、早速、各課のほうで取りかかっていたかまして、本日、お示しさせていただくに至りました。特に、給食の関係につきましては、その徴収

の有無にあたって、過年度分の部分、あとは無料化に伴って負担をいただくにあたって、その表記についてはいかがかというようなことがございましたので、その辺につきましては、簡略化をして表記をしております。それから、あずま小・中の関係につきましては、平成22年の学校規模適正化の協議には、その時には、あずまの件については入っていないので、誤解を生むようなことがないような表記ということで、学校計画課のほうで直していただいております。その他いただいたご指摘につきまして訂正を行った他に、教育委員長さんからもご意見をいただく機会がございました。そういった部分も、各課に配付させていただいて、ご協議いただいて、本日お配りさせていただいた内容にさせていただいたところでございます。さらに、この後ご説明いただくことになるとと思いますが、学校教育課のほうから、さらにまた、踏み込んだ表記の部分等々ございまして、その部分につきましても本日ご了解いただければ、そういった内容にさせていただきたいということでございます。本日、別刷りでお配りしているものが、学校教育課さんのほうから本日いただいたものでございます。このほか、事前にお配りしてございまして、お目通りをいただいたところで訂正等がございましたら、その辺につきましてはご指摘いただければと思っております。本日、そういったところの修正も含めまして内容をご承認いただければ、製本に入りましてホームページにもアップできるように調整してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) 前回、訂正箇所・修正箇所について目を通していただいて、その意見をもとに新たな基本方針がつけられたということですが、本日配られました資料の9ページと12ページの青色の部分について、学校教育課から少し説明をお願いします。

(学校教育課長) よろしく申し上げます。別紙で2枚きょう配布させていただいたところですが、急なところということで申しわけありませんでした。それにちょっと付け加えてですね、まず6ページをごらんいただければと思うの

ですけれども、幼児教育の充実の（１）の（ウ）がございしますが、今まで「終了までの３年間」という文言を「修了までの３年間」というふうに変え文言の訂正をお願いします。本日配付させていただきました９ページ、１２ページということなのですが、まず９ページのほうよりも先に１２ページの説明をさせていただいたほうが順序とすると分かりやすいと思います。教育課程特例校ということで、あずま小が来年度３年目を迎える年限になっているところですが、まち・ひと・しごと総合戦略では、小中一貫教育も示されているところではあるので、その辺を盛り込む形を取らせていただきました。青いところの実践を行うとともに、東中学校との連携強化を図りながら、小中一貫教育も視野に入れたということで、特色ある学校づくりについての説明を付け加えさせていただきました。連携強化ということで言えば、ここあずま小学校のことをいっているということで、小中の連携ということになるわけですが、その小中の連携ということについては、全市的に、みどり市全体として強化していくような動きをこのところとっております。そこに連動しているのが９ページのほうになります。こちらについては、「ウ 確かな学力の育成（ウ）」のところに該当していて、青の文章を加えさせていただきました。前回示させていただいた時点では、黒色になっているところだけがありました。教科担当制ということで、前にも学力のお話をさせていただく折に、「みどり市では、いち早く教科担当制を小学校の高学年を中心に取り入れています。その成果が現れてきています。」というようなことをお話させていただいておりますが、県のほうではりつけている特配、先生の加配ですかね、定数にプラスアルファする加配を利用して、小小連携と言って、現在では、大間々北小学校のほうに、福岡中央小学校のほうにも行く先生が１人います。福岡中央小学校は学校規模からすると、理科の免許を持っている先生が専科の授業をしていない状況もあるので、それが出来るように兼務発令というのを、一人の加配を利用しています。で、来年度もそういう動きが継続す

ることと、小中連携ということで、現在も中学校の先生が小学校の英語を教えるにきたりだとか、数学を教えるに行ったりというようなところをしているのです。ただ、不定期であるので、兼務発令といって、辞令を出していないのです。だしているのは、青い鳥が小中一緒に分教室というのをやっているのですが、そこは発令してはいますが、小中連携というと、他の小中学校のところについては出していないので、そこを出していこうというようなちょっと強める動きを29年度は取り入れますので、小中連携が効果的に実施されるように、意図的に兼務発令を行いますという文言を付け加えさせていただいたということです。ただ、我々学校籍の者からすると、小中連携とか小中連携というのは、何となく分かるのですが、一般の人だと兼務発令って何だろうとか、そういうところはあるのですが、それを説明すると何行も説明にかかってしまうので、他のところにもそういう類のものはあるのですが、例えばアクティブ・ラーニングというものもそうですけれども、そこに説明を入れると、長々となってしまうので、省いているというのが現状なので、ここについても説明は入れずに、そういう内容を入れたということです。以上ですが、よろしくお願いします。

(委員長) ただいまの説明に対し、また全体を通じてご質疑、ご意見があればお願いいたします。

(松崎委員) 今回の小中連携については、実際の場面を想定した時に、例えば中学の専門の先生が小学校に行き行って教える、そういうことが想定できますが、逆もあるのですか。

(学校教育課長) 逆も、あずま小中なんかで言えば、そんなことも想定している動きはあります。結局、中学校のほうから来るということは、その実数を中学校の先生が負ってくれるということですから、来ないとすれば、そこに小学校の先生が授業していたはずになりますので、実数がちょっと減りますよね。そうすると、その分を中学校の方に行き、TT（チームティーチング）と言って、二人で教えるだとか、そういうようなことで、有効に

活用するというようなことができるような形は考えられます。あずま小中は、子どもの人数が少ない割に先生的人数が意外に多いようなイメージなのですが、実は先生もとても少なく、こんなに先生も少ないのだねということなのですけれども、1人の持ち時数ということなんかから言うと、ちょっと中学校だと余裕があったりするので、そんなところを踏まえると、連携が取れるということです。多分、一般の人に分かりやすい例で言うと、小学校で外国語活動を5、6年生がやっているのですが、英語の活動ですね、英語科というのはないので、外国語活動という呼び方をしていますけれども、なかなか小学校の先生の中に、英語の免許を持っている先生がいないわけではないのですが、数が少ないのですね。なので、中学校のほうから行って、より専門的なことを教えるとか、国語の先生もみどりの実情からすると、小学校の免許を持っていて、中学校の免許も持っている先生が若干少ないので、そんなところを補完すると。原則とすると、その学校の先生はその学校の児童・生徒を教えるということになっています。それは分かりやすいと思うのですけれども、だとすると違う学校に行って教えるということは、命令がないと基本的には出来ないのですね。ただ、不定期というのですかね、スポット的に行ったり、今度6年生が年度明けるとあがってくるから、中学校の勉強はこうやって勉強するのだよと説明に行くようなことはよくやっていますけれども、それは不定期で、いつも毎週何曜日に決まっているというわけではないので命令は必要ないですが、定期だとか、決まっているようなことでやるためには、命令を出さなくてはいけないということなので、そうすると、兼務発令という命令を出すということですかね。なので、英語がイメージしやすいかもしれないですね。

(松崎委員) 英語がイメージするには分かりやすいですね。例えば、小小連携というのは、違う小学校の先生が行ってということですか。

(学校教育課長) 別の小学校に行って、今は理科を教えています。大間々北小学校に

籍を置いている先生が週に何度か福岡中央小学校に行って理科を教える、または福岡中央小学校の子がスクールバスとかで大間々北小学校に来てくれて、大間々北小の子と一緒に理科を教えるとかということです。

(松崎委員) それは特別、理科だとかを教えることに優れている先生を他の学校にも派遣するという、そういう意味合いとはまた違うのですね。

(学校教育課長) 免許を持っているということ言えば、その免許を持っていない学校でもあるので、専門性を活かすということになるわけですがけれども、市全体とすれば、より優秀な先生をピックアップして、その任に充てるということは、人事配置としては工夫というのでしょうか、そのようにとらえています。本来だと、定数にその人は入らないのですけれども、県にこういう計画で学力を高めたいと思うというのをみどり市から出すのですけれども、そうするとそういう計画なら良さそうだということで加配が付くという、そんなイメージなのですよ。そのプラスアルファになった先生はその計画通り使うというのが原則なので、そうすると小小連携の計画を出して、プラスアルファの特配、加配の先生が1名ついたらとすれば、そういう活用をするということになります。

(教育長) 例えば、人数の少ない学校は9教科の先生を全部揃えられないので、福岡中央小は理科の教員が置けないのですね。今はないのですよ。ですので、大間々北小と福岡中央小の両方で理科を教えるという特配をもらって、その人の専門性を使って、福岡中央小でも理科を教えるというような形で、小小連携という形で特配をもらって、もらった特配については、大間々北小だけで利用するのではなくて、福岡中央小にも使っていただくという形です。やはり、学校職員が必要になりますので、週2回でも3回でも来てくれる人がいたりという部分については、職員の集団もふえるわけですから、先生方の力量を高めあったりする時には、お互いにそういう力を吸収したりすることもできるし、子ども達だけみると、福岡中央小学校で理科の免許を持った先生もいることはいるのですけれども、その人が専門で教

えられるだけの時数配置が出来ないのですね。ですので、小小連携ということで特配をいただいて、福岡中央小学校の理科についても、高学年の理科についてはその専門の先生が教えるという形で、大間々北小と福岡中央小で、ある意味では、同じ先生が同じ学年の理科を教えたりする部分がありますから、非常に力を高めやすいただとかという学力向上も図れるということ、それから、教職員の免許で不足している部分を補強し合うということですかね。あずま小と東中についても、職員配置が少ないですから、片方の学校だけでは、9教科の職員が全部揃えられるかというのと、揃えられないのですね。そんなところも、二つの学校を使うことで、専門教科の免許を持っている人達をきちんと揃えておくことで、お互いに兼務発令を出してあげることで専門性の高い授業が出来るという、そんなことも進められるということです。小中で連携させる方法と、小小で連携させるという形で補うか、そのどちらかをとるという形で、小小連携、小中連携というふうなところで、県も小小連携を進めてきているところもあるし、みどり市とすると、あずま小なんかは小中連携をかけてあげることで免許の補完ができたり、あるいはお互いに専門性の高い先生がそれぞれの学校で教えることで、よりしっかりした下地は出来るであろうということですね。そんなのを狙っていきたいと思うのですね。

(松崎委員) 例えば、理科の教え方が上手だという先生とか、何人かそういう先生をピックアップして、その先生があっちの学校に行ったり、こっちの学校に行ったりというイメージとはまた違うのですか。

(教育長) まだ、そこまではいかないです。ただ、来年度の新たな取り組みとして、みどり市が来年度、特配として指定していただけるのですが、あずま小学校にいる松崎先生、この間結婚されて、名字が変わりましたが、その人については、群馬県教育委員会から、みどり市内の各学校の英語活動のレベルを上げるために中心となって働いてもらう先生として配置してもらいました。この人については、あずま小学校に籍を置くのだけれども、その

実はみどり市内の小学校に兼務発令を出して、そして行ってもらって、この人をリーダーとして小学校の英語活動を充実させようと、こういう動きの人です。これはかなり極端な例として県が取り入れてきていますが、そこまでいかないにしても、例えば中央小学校にいる何とか先生は社会が得意だよとか、北小学校にいる何とか先生は理科が得意だよということであれば、この人をお互いに兼務させてあげることで、中央小学校の理科も持ち、北小学校の理科も持つということ、先生も理科の授業をする回数が増えますから、スキルも上がるのです。そういう形をとることで、より質の高い授業をしていきたいと思いますというところが、こういう形をとることで出来ると。で、先生方のスキルも上がるし、授業も上がっていくだろうという形です。さらに、子ども達を多面的に理解するという部分では、小さい学校では先生の見方も限られてきてしまいますから、数を入れることで子ども達の見方も広がったりということでは児童理解にも使えるし、それから先生の力量アップにも使えるし、結果として子ども達の学力アップにいけるだろうという形のところでは、今まではどちらかという、人事異動で今回はどこどこ学校に配置しますという、その辞令しか出ていませんので、その中でしか教えられないのです。それを県教委がだいぶ緩やかにしてきまして、市教委として、この学校とこの学校を兼務させて力を高めたいという計画が出れば、兼務発令していいですよという形が出てきていますので、みどり市とすれば、それを特に小さい学校なんかでは上手く利用させてもらって、兼務発令をかけて、そして連携を図る形でやってみようということ、これからもっと強めていこうという動きが出てきているので、それを今回この中にうたい込むということです。その結果として、最終的には、あずまについては小中一貫校にもっていきたいわけですので、その第一段階とすれば兼務発令をして、小中連携をかけて、お互いに先生方がどっちに行ってもいいですよという形をとっておくことで、先々、小中一貫校の流れにもっていきたいというところを、来年

度あたりからより具体的に着手していくという動きになりますので、そこをこの中にうたい込もうということで取り入れています。

(委員長) その他、ありますか。

(丹羽委員) 先程、保志課長のほうから、一般の方にはちょっと耳慣れない教育現場でのアクティブ・ラーニングとか、小小連携とか、兼務発令とか、そういった専門的な用語について、注釈みたいなのを最後に付けたらどうかなど思ったのですね。※で1とかって初めのところにつけて、巻末でも欄外でもいいので。今回間に合うか分かりませんが、そういった興味があつて見る人が、これ何これ何って言いながら全然内容が分からないのも困ってしまうので、私達も助かりますので、そういった説明を本文に入れると内容がぼけてしまうと思いますので、ちょっと難しい耳慣れない言葉なんかを資料として別に付けていただくと分かりやすいかと思います。

(教育長) 一番後ろに隙間があるし、全体を構成すれば枠ができるでしょうから、注釈を入れましょう。

(丹羽委員) 今時の教育用語とか、普通の方が聞いたことがない言葉とかがあるので、見やすいかと思いました。

(教育長) そうすれば、アクティブ・ラーニング、小小連携、小中連携、それから兼務発令、この辺のところは今回入れておくということですかね。今までにない用語が入っていますのでね。

(学校教育課長) 今回新しく入れたものは、次期学習指導要領、また幼稚園教育要領を見越したものが入ってきています。それなので、前回までと違うところというイメージでよければ、それほど挙がらないので、4つか5つの主だったところで取り上げてみます。

(教育長) その他、何かございますか。

(教育長) みどり市の場合については、かなり総花的に漏れなく書いているのですね。ですから、相当なボリュームになるのですけれども、逆にみどり市はことしどこに力を入れようとしているかなというところが分かりにくいだ

とか、ことしはここに力を入れるのですよというのが分かりにくいだとかというところが逆にあるのですよ。他市ではダイジェスト版等を作るところもあるのですが、みどり市についてはそこまで手をかけてこれなかったというところもあるのですが、今後、ベースはこれとしながらも、ダイジェスト版的なものはこうですよというふうなものを作って、そして今年度みどり市教育委員会とすると、こんなところにポイントを置いているのだなというのが、ぱっと分かるようなものというのがやはりあったほうが分かりやすいのだろうなというところについては、前々から課題として持っているところがあります。ですので、そんなところについては、平成29年度が総合計画の最終年度という形で、このあと総合計画が出来てきますから、その総合計画が出来てきた段階で、次の総合計画が10年間でどんなことを目指そうかというものが出てきたとすると、それを5か年のところでどうしていかなくてはならないかという課題が出てくると、単年度で見えていくと、どこに力を入れていく必要があるかという図式も出てくると思うのですね。ですから、そういう課題は持ちながらも、次期の総合計画が出てきた段階においては、ベースとするものは出来ておりますので、その中のどこに力を入れるかというところをよりスポット的に見させるような工夫、分かっていたく工夫というのを考えていくとなると、そういうリーフレットの的なものでこれに付随したものを作っていく必要があるかなという課題は持っています。ただ、今年度はそこまで間に合わない部分がありますので、次年度以降はそういう視点も持ちながら、教育行政方針と当然単年度の中ではどこに力が入っているのかということが、市民の皆様にも見てもらって、スポーツではこんなところに力が入っているのか、文化財ではここに力を入れているのか、学校教育ではこうなのかというのが分かるものを考えていく必要があるかなという気がしますので、またそれは、次年度以降、順次相談をさせていただきながら、どういうふうな形でしていくと、市民の皆様にもみどり市が今年度の教育の中ではここに力

を入れているなどというのが分かるような形になるか工夫していく必要があると考えています。

(委員長) 他にはよろしいでしょうか。他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第42号 平成29年度みどり市教育行政方針の制定について、本案を本日指摘されました事項を修正の上で決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は一部を修正した上で決定することといたします。

・日程第5 議案第43号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事(課長・事務長)について

(委員長) 日程第5、議案第43号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事(課長・事務長)についてを上程いたします。なお、本件は人事案件のため、秘密会議とさせていただきます。担当課長以外は退室をお願いいたします。

(担当課以外 退室)

————— 審 議 (非公開により未記載) —————

(委員長) よろしいでしょうか。他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第43号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事(課長・事務長)について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 全員挙手ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。  
お疲れ様でした。

- ・閉会：午後5時9分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

### 議事日程

- ・日程第3 : 報告第16号 教育長の専決に関する報告（みどり市学校給食における食物アレルギー対応補助金交付要綱の告示）について (承認)
- ・日程第4 : 議案第42号 みどり市教育行政方針の制定について (可決)
- ・日程第5 : 議案第43号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事（課長・事務長）について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成29年3月24日

みどり市教育委員会委員長

金子 祐次郎

会議録署名人 2番委員

松崎 靖